

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

※ 開設期間中、神田税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

所在地

中央区築地5-3-1

最寄り駅

都営地下鉄	大江戸線	築地市場駅	A2・A3出口	徒歩 1分
東京メトロ	日比谷線	東銀座駅	6番出口	徒歩 7分
東京メトロ	日比谷線	築地駅	1・2番出口	徒歩 8分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土、日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

【受付】 午前8時30分から午後4時まで

※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

【相談】 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

【会場】 東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

※ 当日、神田税務署では一切の執務を行っておりません。

【所在地】 中央区築地5-3-1

【最寄り駅】	都営地下鉄	大江戸線	築地市場駅	A2・A3出口	徒歩 1分
	東京メトロ	日比谷線	東銀座駅	6番出口	徒歩 7分
	東京メトロ	日比谷線	築地駅	1・2番出口	徒歩 8分

【受付】 午前8時30分から午後4時まで

※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

【相談】 午前9時15分から午後5時まで

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

【送付先】〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
「東京国税局業務センター大手町分室(神田税務署)」

その他

- 【令和7年1月6日(月)～2月14日(金)】及び【3月18日(火)～3月31日(月)】は、土、日及び祝日を除き、神田税務署において「入場整理券」を配付して相談を受け付けています。
なお、神田税務署には、譲渡所得及び贈与税の相談に対応できる職員は常駐していませんので面接相談については、麹町税務署資産課税部門(03-3221-6011(代表))にお問い合わせください。